

群馬県立伊勢崎高等学校部活動方針

令和8年4月1日

1 部活動の意義と活動方針設定の趣旨

本校の部活動は、学校教育の一環としてスポーツや文化に興味・関心のある生徒が自主的に参加し、各部顧問の指導のもと行われてきた。今後は当方針のもと「知性を磨き、品性を高め、情操を養い、高き理想に向かって歩む」という教育目標を達成するために、より一層の充実を図るものとする。

2 具体的な指導方針

(1) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- ・週1日以上休養日を設定する。

※大会参加等により、やむを得ず週1日の休養日を確保できない場合は代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒の体調を把握し、疲労が蓄積しないよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間を検討する。

③ 活動時間

- ・平日、学校休業日いずれも、原則として3時間程度とする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

※平日に合宿やコンクール前練習等で、活動時間延長の場合は保護者等の承諾を得て実施する。

④ 朝練習について

- ・練習の目的を明確にし、生徒及び保護者等との連携を密にして実施する。
- ・生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮して実施する。

⑤ その他

- ・限られた時間を有効に活用する発想を持つ。
- ・年間スケジュールを作成し、シーズンオフに当たる期間には、土、日曜日の休業日設定も検討する。
- ・定期テスト1週間前より、活動は学習時間確保のため原則禁止とする。

(2) 安全対策について

- ① 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検・気象情報等の収集を心がけ、安全に活動できる環境を整える。※雷鳴が聞こえた場合は活動を一時休止する。

- ②生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。とくに熱中症に関しては、「熱中症指数モニター」を活用し、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)制定の「熱中症予防運動指針」に基づいて適切に対応する。
- ③事故等発生時は、応急処置・救急車要請・管理職や保護者等への報告等、初期対応を確実に実施する。

(3) 経費について

- ①活動費は生徒会費から支出する。
- ②各部で上記①の他に部費を徴収する場合は、必ず保護者等の理解を得るものとする。
- ③経費の出納については、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。上記②の部費については、教頭と事務長が監査を行う。
- ④会計管理は必ず複数の顧問で行う。

3 その他

(1) 外部指導者について

- ①外部指導者の活用は、校長と関係者の協議調整のもと決定する。
- ②外部指導者の活用は、部活動が学校管理下での計画的教育活動であることを基本に顧問との役割分担等を明確にし、各部の状況を考慮し実施する。

(2) 活動計画書・実績報告書の提出について

- ①毎月活動計画書を作成し、管理職に提出する。(提出日：前月末日まで)
- ②毎月実績報告書を管理職に提出するとともに、活動内容等を振り返る。

(3) 部活動検討委員会について

- ①「部活動振興対策委員会」を開催し、各部の取組状況や課題を協議する。
- ②学校評議員会において、本校部活動の取組状況を報告し、指導助言を得る。

(4) 体罰等の根絶について

学校教育活動の一環として行われる部活動は、良好な人間関係を基本とするものであり、指導に当たっては、体罰は当然のこと、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対に行わないこと。

附 則

平成30年 7月12日 群馬県立伊勢崎高等学校部活動方針 策定
令和 元年10月 1日 一部修正 同日より実施
令和 7年 4月 1日 一部修正 同日より実施